

タイトル	ホッブズの権力論の構造
著者	中村, 敏子; NAKAMURA, Toshiko
引用	北海学園大学法学研究, 50(1): 1-24
発行日	2014-06-30

# ホッブズの権力論の構造

中 村 敏 子

## 一、王権と父権との関係

### (1) 王権をめぐる論争の文脈

本稿は、『法学研究』所収の拙稿「「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」」（第四七卷第一号）、「ホッブズの母権論」と父権的コモンウェルスの構造」（第四八卷第一号）および「ホッブズの「ファミリー」概念に対する古代ローマ法の影響」（第四九卷第一号）における考察を受けて、ホッブズの権力論の構造を説明することを目指している。

ホッブズはローマ法を参考として、キリスト教の世界の秩序構造に対抗する人間の秩序を構想した。そして、ローマの権力論の中に、人間の現在の生の保障と生命の永続性の保障という二つの本質を見出した。しかし彼がこのよう

な構想を提出したのは、当時の政治的闘争を解決するという現実の必要に対応するためであった。それゆえ本稿では、最初に当時の政治状況のなかでどのような議論が唱えられ、その中でホッブズの議論がどのような意味をもつのかを検証してみたい。

ホッブズの生きた一七世紀のイングランドにおいては、王権をめぐってさまざまな立場から激しい論争が繰り広げられた。その論争のなかで、王権の起源と王権の性質に関してさまざまな組合せの議論が展開されたが、主要な論点は、王権の起源は人民にあるのか神から与えられたのかという点、そして、王権は絶対的であるのか制限されるものなのかという点にあったといえよう。一七世紀初頭のイングランドの内乱前の政治状況とイデオロギーとを詳しく分析したサマヴィルによれば、当時王権をめぐって対立していた議論としては、神授権説、王権は人民からの移譲に基づくとする説、そして、法によりそれを説明しようとする議論があったことがわかる。しかもそれらをめぐっては、王、国教会派、カトリック、カルヴァン派、法学者などが、時と状況に応じて意見を変えながら、論争を繰り広げていた。その論争の内容の検討に入る前に、当時のヨーロッパにおける思想的潮流がどのようなようになっていたかをみておきたい。

中世初期の人々は、アウグスティヌスの教説の影響により、人間性は腐敗しきっているため、この世において正しい政治社会は成立しえないと考えていた。この考え方は「政治的アウグスティヌス主義」と呼ばれる。しかし一三世紀のアリストテレスの発見は、ヨーロッパにおける知的革命をもたらした。そして、人間は生来政治的動物であるという彼の主張が、政治的アウグスティヌス主義への攻撃に使われるようになったという。<sup>1)</sup>

この一三世紀における論争のなかで最も影響力をもった人物が、トマス・アキナスである。アキナスはアリストテレスを翻訳し、アウグスティヌスの見解との折衷を試みた。彼は、神は人間に目標を与え、その目標を認識し達成で

きるような手段すなわち理性を、人間性のなかに植え付けたと主張した。そのうちのひとつの目標が、この世の生における健康と幸福である。人間は神がすべての人に植え付けた理性に従うことで、この世の幸福を得ることができ。この理性の教えは自然の法と呼ばれ得るものであり、自然の法は神の法である。なぜならそれは、創造の時に神が人間の自然の性質のなかに刻印した司令の束からなっているからである。この中に、人間が共に政治社会において生きべきだという指示が含まれるとされる。なぜなら、それにより人類の物質的福祉が確保されるからである。それゆえ統治は、すべての人間にとって自然のこととされた。これが、神と人間のこの世の生活におけるあり方についてのアキナスの説明である。

こうして中世後期には、このようなアキナスの理論がヨーロッパ中の大学の正統な教えとなり、政治社会は、神による自然の法に基礎をもつと考えられるようになった。それゆえ、神による自然の法は人間の法に優越するとされた。このような自然法の考え方は、一七世紀初頭のイングランドにも依然として残っており、その時期における政治思想の中心を占めたという<sup>②</sup>。それゆえ、当時論争を闘わせた人々の間では、論争の前提としていくつかの点が共通理解とされていた。それらは、まず自然法は人間の法より優先するということ。また、政治社会は原罪後の人間にとり当然のものとしてあるということである。それゆえ、統治 (government) も当然必要なのだと考えられた。これに関しては、すべての宗派が合意していた<sup>③</sup>。すなわち、統治は「自然の作者」である神の定めたものであり、自然的なもので、人工的に創るものではないと考えられていたのである<sup>④</sup>。

このように人間にとって統治が神の定めた自然のものとしてあるなら、次の問題は、神が統治権力を誰に与えたのかである。それについてイングランドにおいては、さまざまな立場からさまざまな主張がなされたが、それらを類型化すると次のようになると思われる<sup>⑤</sup>。まず、立場の違いは三つに分かれる。一つ目は、王権の絶対性を主張する立場

である。これは教皇権に対する対抗と、王に対する人民の抵抗権を否定することを主眼とする立場である。次に、カトリックの側から教皇権の絶対性を主張し、王に対する抵抗、王の廃位は可能であることを主張する立場があった。そして、最後が人民は王の暴政に抵抗できるとする立場である。これら三つの立場から政治権力の起源が論じられたが、その争点は、現在の王の権力が、直接神からきているのか（神授権説）、もしくは直接人民からきているのか（人民からの移譲説）、そして何らかの仲介を経て神からきているのか（指名説）という点にあった。<sup>6</sup>上に述べた三つの立場が単純に特定の議論に対応するのではなく、立場の違いをこえてこれらの争点が争われたが、ここでは、キリスト教と家族の父権に注目する立場から、議論の整理を試みたい。

そもそもこうした論争が行なわれるようになったのは、一六世紀の終わり頃、宗教改革後のヨーロッパ大陸で、盛んに王の宗教弾圧に対する抵抗論が唱えられたことによる。抵抗論の主要な論点は、原初的政治権力は神の自然法により人民の共同体全体に与えられ、人民が条件を付して王に移譲した<sup>7</sup>というものであった。この議論は、カトリック、プロテスタント両方の論者によって唱えられた。

カトリックの論者の代表が、枢機卿だったペラルミーノである。彼は、父の権力と王の権力はまったく異なるものであり、また、家族は国家ではないと主張した。彼によれば、父の家族に対する権利は神から直接与えられ、子どもの合意によるものではないが、王の権力ははじめ共同体全体にあり、条件を付して王に移譲された。代々の王はその移譲の条件を引き継ぐ形で王となるがゆえに、王がその条件を果たさないならば、抵抗することができると論じたのである。王権に関する同様の議論は、プロテスタントからも唱えられた。その代表がスコットランドのブキャナンである。<sup>8</sup>すなわちこれらの論者は、家族における父の権力と国家における王の権力の起源は異なり、王の権力は人民から移譲されたがゆえに限定的であり、王権に対する抵抗権は認められると主張したのであった。

このような議論の影響がイングランドにも及ぶようになり、王の側はそれに対抗する議論が必要となった。そこで主張されることになったのが、神授権説である。王権の絶対性を擁護し、その根拠を神の授権におく論者たちは、ひとつは人民の共同体は王を指名するだけで、王権は神から直接与えられたという議論（指名説）を展開した。また、父権と王権を同一のものであると主張し、父権の拡大が王権をもたらしたとする議論も存在した。それが父権論である。その代表的な論者が国教会の牧師であったサラヴィアである。彼は聖書を引用し、人間はもともと自由に生まれついていない。人間はみな家族のなかに生まれ、家父に従ってきた。人間の最初の共同体は、平等な権利を持つ市民の創る共同体ではなく、家父の支配する家族なのであると論じた。そして彼は、「創世記」にあるように、初期の父たちは家族を王として支配したが、何世紀もかけてその家族が拡大し、父たちの支配権は長子相続により引き継がれてきたのだと主張する。家族が拡大し国家になってしまうと、王は臣民の直接の系統ではなくなるかもしれないが、その権力は最初の父であるアダムが神から授けられたものを引き継いでいると論じた。王権の起源と継承がこのように考えられたため、王権は絶対的で不可分であり、神に対してのみ責任があると、サラヴィアは主張したのであった。

サマヴィルによれば、エリザベス一世統治下の1593年に書かれたこのサラヴィアの本は、女王の印刷局で印刷された。それゆえ女王の公的な認可があったことが示唆されるという。そして、王の権力は神のみに由来するという教義は、初期スチュアート朝の正統な教えとなった<sup>⑩</sup>。この本は、政治的権威の起源と性質についての論争が最高潮に達していた一六一一年に再版され、王権の起源を父であることにより説明しようとする論者たちに影響を与えたという<sup>⑪</sup>。ファイルマーもそのひとりである。彼の議論の多くは、当時の論争のなかですでに提示されていた内容であった<sup>⑫</sup>。このように王権の絶対性の根拠を神に求める議論は、それゆえ、王は神に対してのみ責任を負い、人民は王に対して抵抗できないという議論を含んでいたのである。

しかし注目すべきは、これらすべての議論において、先述したアリストテレスとアキナスの議論が反映されていたことである。すなわち王権の目的は公共の善を確保することであり、自然法による縛りがかけられていると考えられていた。<sup>13</sup> サマヴィルは、絶対主義者の議論における聖書とのアナロジーや引用が十七世紀を通じて減っていくのは事実だが、この傾向を過大評価すべきではないと述べて、聖書と理性は両立すると考えられていたのだと論じている。<sup>14</sup> それは、プロテスタントも同様であった。そして、十七世紀を通じて神は大きな存在であり、自然の法は神の法であった。また神が自然と理性の作者であり、理性は神の恩寵の光なしにはつまづくことがあると考えられていたと述べている。これはロックについても当てはまると、サマヴィルは評している。<sup>15</sup>

また、すべての議論において、家族における父の支配が当然のものとして、また神の定めたものとして認められていたことも重要である。これには、当時の父の立場に関する一般的理解も関わっている。サマヴィルによれば、一七世紀のイングランドにおいて、基本的な社会単位は家族であり、その単位の頭（かしら）は父であった。社会は家族の集まりであり、その頭である父たちだけが政治的権力に与れたのである。女性、子どもそして召使は、彼らの父であり主人である人の人格のなかに包摂された。この背景ゆえに、当時の権力をめぐる論争に関わったすべての論者は、「人間 (man)」や「人民 (people, multitude)」という語を使ったときにも、それらが家族の頭である父たちを意味することは当然であると考えていた。それは、王権の絶対性を主張した論者だけではなかった。ピューリタンたちも「人民 (people)」とは家政の頭のことであると考えていたし、最も民主主義的な主張を展開したと考えられている「水平派 (Levelers)」でも、召使や徒弟たちは主人のもとに含まれると考えていた。そして、彼らの構想した憲法案「人民協約」においては、「男子」の普通選挙権が提案されていたのである。<sup>16</sup> そして、このような家族における男性の権威は、神から与えられたと一般に考えられていた。<sup>17</sup> ホッブズの議論との関係において、ここでは、人民の原初的権力を主張

する当時の論者の議論も、すべて家族の父である男性から出発していたのであり、王に権力を移譲する主体は家父たちであったということを押さえておきたい。

以上のような文脈を理解した上で、王権と父権をめぐる議論においてホッブズの対極にあると思われるフィルムマーが、具体的にどのような議論を展開したかを見ていくことにする。<sup>18)</sup>

## (2) フィルマーの「父権論」

フィルムマーは、ホッブズと同じ一五八八年に生まれ、ホッブズと同時代を生きた人物である。彼の「父権論」は、近代国家の基礎をなす契約説に対抗する代表的な議論と考えられている。しかし、彼自身がホッブズへの反論のなかで、ホッブズの「構築物は称賛するが、その基礎には反対だ」<sup>19)</sup>と述べているように、王権の性質に関する議論はホッブズと類似しており、それにもかかわらずその起源に関しては、ホッブズとまったく正反対の根拠に基づき展開されている。このような奇妙な対称ともいえる二人の議論はどのように理解されるのであろうか。

フィルムマーの議論は複雑なものではない。彼は、すべての議論は聖書に基づき導きだされるべきだと考える。聖書には「創造の歴史の真実」が書かれている。そして、政体についての議論は、聖書の記述を証拠として示すべきだと彼は主張する<sup>20)</sup>。彼は、聖書の「創世記」において、神がアダムに対してイヴを支配するよう命じたことこそが、すべての人類の「父」に与えられた全権力の源泉であると考ええる。

アダムが「妻」であるイヴに対する支配権を持つことが、なぜすべての人類の「父」としての権力の源泉となるのであるのか。ペイトマンは、それを、イヴがアダムの一部から創られており、いわばアダムから「生まれた」ものだからであると解釈する。すなわちアダムは、イヴの「父」ともいえるべき存在なのである。それゆえ彼女を支配せよと

いう神の命令は、「父」としての支配権をアダムに与えたものと解釈できるのだと述べる<sup>(21)</sup>。しかし、フィルマーの中にもそのような記述は存在しない。彼が述べているのは、「創世記」において原罪を犯したあとに神がイヴに対して行なったアダムへの服従の命令だけである。

そして、その神の命令から三つのことが導きだされるとフィルマーは解釈する。すなわち、その命令によつて権力が設立されること、権力の形態は君主制に限られること、またアダムの系統が継承していくということである<sup>(22)</sup>。アダムは「人類最初の父として、単に権力を持っただけでなく、神から直接授権された父として君主的権力を持った。なぜなら、ひとりも臣民がいなくても、彼は創造されるやいなや神の任命により世界の王になったからである。」<sup>(23)</sup> アダムは、「行為」においてではなく「潜在性」により、創造されたときから王であつたとフィルマーは述べる<sup>(24)</sup>。

「潜在性」とはすなわち、アダムからすべての人類が産み出されるという可能性である。その子どもを「産み出す (generation)」という行為において、男性は「より高貴で主要な動因であるがゆえに」<sup>(25)</sup> 神は女性ではなく男性に、子どもに対する「父」としての主権を与えたとフィルマーは述べる。この主張は聖書に根拠を持たないが、フィルマーは、アダムが「父」という資格による支配を授権されたと解釈するのである。

フィルマーは、このように権力の起源を「創世記」に書かれたアダムに対する神による授権におく。さらにその「父」としての権力がどのように継承されていったかを、聖書におけるユダヤ民族の系譜に基づき論ずる。アダムが神から与えられた権力は、神が秩序を創る力すなわち法を創る権力である。それは、はじめ家族に対する権力であつたのだが、家族が拡大することで王国ができていき、それにより、直接の親族だけでなく同胞を支配する者として、アダムからの継承者が権力を引き継いでいったと論じたのである<sup>(26)</sup>。

フィルマーも認識していたように、権力の根拠は異にしても、彼の議論の内容にはホップズとの類似点が多い。ま

ず、アナキーを防ぐために、法の判定者としての絶対的王権の必要性が論じられ、民主政における反乱の危険性が述べられる。<sup>(28)</sup> また、君主政を他の政体と比較したとき、臣民の生命と富の保障という点からみて、君主政が優れていると主張する点も類似している。<sup>(29)</sup> そして、人々が政治に参加することからどのような混乱が引き起こされるかを論じ、民主政が望ましくないことを論ずる点も同様である。<sup>(30)</sup> フィルマーはこうした点から、ホッブズに向かって、自分の書いた覚え書きによつて、ホッブズが、聖書からも理性によつても、「父権的王国」の原則のうえにこそ彼の構築物がかつと堅固なものとして建てられるのではないかと考えてくれるように願うと述べている。<sup>(31)</sup>

そしてフィルマーは、『リヴァイアサン』を批判した論文において、ホッブズの「自然状態」における権力の発生に関する議論に対して詳しく反論する。彼は、ホッブズが「人間が草のように突然生じる」と述べたことに対し、聖書はすべての人間がひとりの男から生まれ、継続してきたことを教える」と反論している。「我々は、創造の歴史の真実を否定するべきではない。」<sup>(32)</sup> また、ホッブズの論じた「自然状態」が悲惨な状態として描かれているのに対して、神が人間を獣よりひどい状態のなかに創造したと考えるべきではないと主張する。人間が創造されたときの自然の状態は、平和で、人間が自己を保存するのに必要なものは十分に保障されていたのだと考えるのである。

問題は権力の根拠をどこにおくかである。ホッブズが、子どもに対する原初的権力を母においてのに対し、彼は支配権が父にあるとした。最初に女性に対する権力を神から授けられ、そのあと子どもを産み出すことにより、全人類に対する支配権をもつとしたのである。ホッブズの権力論においては、征服と生殖という異なる二つの起源が自然的な権力の最初の起源として論じられていたが、フィルマーの考える権力の起源は、父権のみの一元的なものである。彼は、ホッブズの征服に基づく権力の議論についても批判している。<sup>(33)</sup>

このようにフィルマーは、権力の起源とその継承に関しては「創世記」に依拠しているが、彼の基本的な議論は宗

教性を持たず、政治的な観点から論ぜられている。彼は、人間の自然的自由を主張する論者に対して、自由への欲望がアダムの墮落の原因であることを忘れてしていると警告するが、彼の論ずる「原罪」の意味はまったく宗教的含意を持たない。イヴに対しても、教会により行なわれてきた道徳的な非難は行なわれていない。彼は、イヴが「原罪」を犯したのは無知だったからであり、悪魔のようにそれについての憎むべき知識を以て行なったのではない。それゆえ、単なる間違いだと解釈する。それゆえ彼女は憎むべき存在というより哀れむべき存在なのだ、フィルマーは述べる。女性は父と子を媒介するためにあり、夫を補完する存在として位置付けられる。<sup>(35)</sup> フィルマーは聖書に依拠して権力の問題を論じたが、彼の関心は、もっぱら現実の国家における支配権力に向かっているのである。<sup>(36)</sup>

サマヴィルによれば、フィルマーの権力の性質に関する議論は、主としてボダンに依っているという。それゆえ、絶対的権力を擁護するという意味でホッブズとの類似も見せている。そして、権力の起源については異なっている。最終的に父による支配を論ずるという点でもホッブズとの共通性をもつのである。次にこの点について、フィルマーの議論とホッブズの父権的支配の議論を比較することで、詳しく考察してみることにはしたい。

## 二、権力論の構造

### (1) 「父権論」と「父系的王国」

『法の原理』および『市民論』の「父権」に関する章は、同時に「父系的王国について」というタイトルも持っている。ホッブズは、父としての権力が「ファミリー」において確立されることを論じ、それが自己を防衛することができるほど大きくなることで、「父系的王国」が成立すると論じている。すなわち「父系的王国」においては、その王の

権力は父としての権力と同質であり、また家族は国家と同質だと論じているのである。王の権力を父としての権力と同じものとみなし、家族の父としての支配が王の支配につながると考える点で、ホッブズの「父系的王国」の議論は、フィルマーの「父権論」と同じ構造を持つ。

しかし、その論拠はまったく異なる。フィルマーの場合は、アダムがイヴを支配し、彼らに続く人類を「産み出す」(generation)ことが、人間に対する「父」としての権力の根拠となっていた。それに対してホッブズは、「産み出す」ことを根拠にすることを何度も批判する。親の子どもに対する支配は、まず子どもを産みその「生命を保護する」母の権力すなわち母権として成立する。そのあと子どもが母の支配に合意するという手続きを経て、女性が合意により夫の支配下に入ることにより、子どもに対する権利も「父」としての夫に移譲される。それにより、子どもも父に従うことになると論じたのであった。

「父権」の根拠だけでなく、その継承 (succession) に関してもホッブズはフィルマーとまったく異なる議論を展開した。フィルマーは、アダムが神から与えられた父としての権力がそのまま長子相続で継承され、家族が国家として発展していくことで、現在の王権に至るとする。ホッブズの論ずる「父系的王国」とは、「ファミリー」が大きく多数になって自己を防衛できるようになった国家を意味する<sup>37)</sup>。すなわち家族から国家への発展においてはフィルマーと同様である。しかし継承に関する議論は重要な違いを見せる。

ホッブズは、この「父系的王国」の議論のあとに、どのように主権が継承されていくのかについて、「継承の権利」として論じている。『法の原理』では、はじめに「継承」の問題が起ころのは君主制の場合においてのみであると述べられる。そして、まず王は絶対的な支配権を持つので、彼自身の「意志 (will)」により後継者を定めることができる<sup>38)</sup>と論ずる。この部分は、『市民論』ではやや明確さを欠く表現になっている。ここでは、この問題が起ころのは「絶対

君主制」の場合だけであり、君主が「遺言(will)」により後継者を「任命(institute)」した場合には「その者が継承する」と書かれる。その後、人々が契約することで権力を王に移譲した「設立による王国」でも「父系的王国」でも王は同様な権利を持つので、すべての王が「意志(will)」により後継者を定めることができる。続いて、王の意志が明確でない場合の継承の順位が検討される。自分の子どもやその中では男子が優先され、長子や直系が優先されることが論じられる。この部分は通常の王位継承の議論である。

しかし、ホップズがこれらを一般的な主権の議論であるかのように論じているにもかかわらず、それが『法の原理』および『市民論』ともに「父権的支配および父系的王国」の章のなかにあり、「父系的王国」の議論に続いて述べられていること、また、継承に関して最初に、継承は王の「意志」によると論じたことは重要である。なぜならフィルマーに代表される神授権説の目的は、当時の王権が神による授権から続いていると主張することにあつたからである。それはすなわち、王権の根拠は神の「意志」によりアダムに権力が与えられたことにあると考えるものである。それに対しホップズは、代々続いてきた王国でも、その権力のはじめは母が子どもを産みそれを養育するという事実があり、母が合意することで権力が父に移譲され、「父権」が拡大して王権になった場合、その権力の継承は、王の「意志」によると主張したからである。それは人間を「産み出し」秩序を作り出すという、聖書に書かれた神の「意志」を起源とする神授権説に対して人間の「意志」を対置させ、神授権説を真つ向から否定するものであつたといえよう。

ちなみに『リヴァイアサン』においては、継承の問題は、「設立によるコモンウェルス」の政体の種類を検討する第一九章に入れられている。そして、「人工的人格」としてつくられた「設立によるコモンウェルス」が、「人工的な永遠の生命」を続けるための問題として、詳しく検討されている。詳しい継承の優先順位の内容自体は、それまでの議

論と変わらない。また、『リヴァイアサン』には「父系的王国」の議論が存在しない。それゆえここでは議論の主眼は、「父系的王国」ではなく「設立によるコモンウェルス」の継続に移ったと考えられるのである。

このようにみたととき、フィルマーもホッブズも、「父権」の議論そのものは同様の構造を持ちながら、その根拠と継承の点に関して、まったく異なる議論を展開していたことがわかる。「父系的王国」の議論は、現代の我々が一読すると普通の国家の歴史を論じているかのようなものであるが、実は神授権説に対抗する議論だったのだと考えられる。そのような目的を持った議論であるからこそ、ホッブズは、「母権」から出発した議論を少々の論理的推論上の無理をおかしでも「父権」の議論に展開し、「ファミリー」で「父権」が成立し、それが国家へと発展していく「父系的王国」を論じたのであろう。当時の政治論は、すべて家族の父を出発点としていたという背景があったことは、述べたとおりである。通常は、神授権説に対抗するためにホッブズにおいて契約論が唱えられたと考えられている。それゆえ彼の議論においては、「設立によるコモンウェルス」だけが注目される。しかし、それではあまりにふたつの議論に溝がありすぎるであろう。人々にとり、ホッブズの契約論は単なる思考実験以上の意味は持たないことになる。その溝をうめるのが「獲得によるコモンウェルス」における「父系的王国」の議論である。ホッブズは、現に目の前に代々継続してきた王国がある以上、それがどのように成立したかについても、フィルマーと異なる議論を展開する必要がある。その根拠と継承において、神に与えられた権力を否定し、母を起源とすることを示したのが「父系的王国」の議論なのである。<sup>8)</sup>

(2) 「専制的支配」と「主権による支配」

以上のように、ホッブズの論じた三種の支配形態のうち、男女の惹きあう関係から生じた「父権的支配」は、同様

に男女の関係から出発する神授權説に対抗するものだと考えると、残りの「専制的支配」と「主権による支配」に関して、次のような解釈ができるように思われる。以下、ふたつの支配の成立に関するホッブズの議論を確認してみよう。

まずホッブズの述べる「自然状態」における敵対関係が、「専制的支配」および「主権による支配」の前提にあることは確かである。それゆえ男女の惹きあう関係から発する「父権的支配」とは前提が異なっている。そしてホッブズは、「専制的支配」すなわち主人の奴隷に対する支配は、戦闘による勝利により獲得されると述べ、「主権による支配」は、人々が意図し合意することにより成立すると論ずる。「市民論」に書かれる「獲得によるコモンウェルス」と「設立によるコモンウェルス」の成立における違いは、敗北したあと相手に対して服従するか、または征服を避けるために服従の道を選択するのだからと説明されている。すなわちこのふたつの支配関係は、敵対的な人間関係のある「自然状態」において、人間がどちらを選択すればよいのかという選択肢を示していると考えられる。勝負をかけて敗北するか、その前に誰かの支配下に入ることを選ぶのかということである。人々は、生命を脅かす恐怖によってその選択を迫られるのである。そのことは『リヴァイアサン』において、前者は相手に対する恐怖から服従し、後者は人間相互の恐怖から誰かに服従することを選ぶと、端的に説明されている。<sup>39</sup>こうしてみると、このふたつの支配関係は、ひと組みとして見ることのできる議論だと考えられる。それゆえ「設立によるコモンウェルス」と王権の内容に議論の中心を移した『リヴァイアサン』においては、「父権的支配」はほとんど論じられていない。

ここでの対立点は、戦争状態において、人間が戦闘という事実状態の結果として合意を強いられる状況に追い込まれるのか、それとも自らの意志により状況を先取りしようとするのかという点にある。すなわち、前者は戦争を実際に行ない敗北するという事実を突き付けられ、生命を支配される状況が生じることで、初めて人間は相手に服従する

ことに合意する場合である。それが、「専制的支配」の議論である。後者は、そうしたことを予測し実際の危険を回避するために、人間が自らの「意図」により権力を打ち建てることをめざすのである。そして、そのために合意し契約する。そのようにして「コモンウェルス」は「設立」される。しかし、そうした決断を迫られるのは、誰とも関係を持たない個人なのだろうか。孤立した個々の人間が、「コモンウェルス」を設立するのであるだろうか。

以上の支配権力に関する議論をフィルマーも含めて整理すると、次頁の表のようになるであろう。このように全体を見渡しながら、ホッブズの権力論を全体として構成し直してみたい。まずホッブズは、「父権的支配」の議論を神授権説に対抗するために論じた。そしてホッブズは、聖書に書かれフィルマーが主張する、人間は神が創ったという議論に対して、人間が「葺のように」生まれてくると論じた。そこで生まれた男性と女性の関係をフィルマーは支配関係として論じたが、ホッブズは平等な関係であると主張した。その上でフィルマーは、人間社会の秩序は、アダムが神から授権した権力により保たれると論じたのである。その権力は神が持っていた世界の秩序を創るための権力であるから、法を創る権力である。それに対しホッブズは、権力に関して詳細な分析を行なった。その権力の根拠としてフィルマーは、神が人間を産み、秩序を産む力をアダムに授けたと考えた。前述したように、人間と秩序を「産み出す (generation)」という考え方は、ホッブズにおいてもその権力論の骨格を占めている。その内容を詳しく見るために、ホッブズの議論を順追って確認してみよう。

人間が「葺のように」生じた後、何の拘束もない「自然状態」において考えられる人間同士の関係は、次の三つである。まず、誰とも関係を創らずひとりである状態。そして第二に、男女が惹かれあい関係を結ぶ状態。三番目として、個人同士が敵対的な状態になり戦闘を行なう状態である。二番目の関係が結ばれると、そこから母が子どもを産み出すということが起こる。しかし、この母が子どもを「産み出す」ことは権力の根拠にならないとホッブズは主張

表 フォルマーとホッツズの権力論の比較

	父権的支配	専制的支配	主権による支配
<p>人間の発生</p> <p>人間の状態 又は自然状態</p> <p>権力の発生事由</p> <p>支配の成立</p> <p>合意</p> <p>権力の内容</p> <p>権力の継承</p>	<p>フォルマー</p> <p>神による創造 ↳男→女→子</p> <p>神による平和 (永遠の生命)</p> <p>神による授権</p> <p>子を生み出すこと にもとづく</p> <p>子の生命への支配 =母権</p> <p>子の合意 =母権の移譲</p> <p>父権</p> <p>アダムの父としての支配</p> <p>長子相続</p>	<p>このように生きる</p> <p>男女が惹かれあう (平等)</p> <p>個人対個人 (敵対的)</p> <p>闘争による勝利</p> <p>敗者の生命への支配</p> <p>敗者の合意</p> <p>主人</p> <p>主権者のwillによる継承</p> <p>父系的王国</p>	<p>このように生きる</p> <p>人間の意志 (will)</p> <p>契約による支配</p> <p>意志による合意</p> <p>コモンウェルスの主権</p> <p>コモンウェルスの継承</p>

した。それはフイルマーの議論を否定する議論である。それに代わり彼は、権力の根拠を「生命の保持」において。母は「産み出す」ことによつてではなく、子どもの「生命を保持」することにおいて権力を持つ。

「生命の保持」という点において、母の権力は三番目の人間同士の戦闘状態から生ずる権力と同質である。個人同士の戦闘で勝利した者は、敗北した者の生命を左右する力を握る。それにより相手を支配するのである。<sup>(4)</sup>しかしこれらの権力は、「生命の保持」という事実状態が持続する間だけしか存在しえない。それゆえ両方の場合とも、権力を持続させるために、服従している者から服従についての合意を調達し、持続的な支配を獲得するのである。こうして「獲得によるコモンウェルス」の原初的形態である「ファミリー」が成立する。

さて、この時ひとりである人間はどうなるであろうか。「自然状態」において、「父権的支配」または「専制的支配」による「ファミリー」ができてくると、ひとりであるのは難しいであろう。ひとりの人間は、どちらかの形で「ファミリー」に吸収されていくことになると思われる。なぜなら、ある個人が男女の関係も創らずひとりのままで、戦争状態において「ファミリー」を構成する集団に勝つことは難しいであろうから。そう考えると、理論的には、そうした状況を克服するために、「自然状態」でひとりであった個人が多数集まって契約により「設立によるコモンウェルス」を設立するという道筋が考えられるであろう。しかし、「ファミリー」の形成にいたる「父権的支配」と「専制的支配」と並んで、個々人が集まって契約によりコモンウェルスを設立するということは考えにくい。なぜなら、もし「ファミリー」の形成が同時平行的に進むなら、ひとりの個人として残るのは、非常に少数でしかありえないからである。まわりで、男女の関係から、また戦闘の勝利によつて「ファミリー」が形成されていく中で、それに対抗して個人として生きていくことは至難の業である。それゆえ初めは個々の人間として存在した「自然状態」で、人間が個人としてひとりである状態はすぐに消えてしまい、人々は「ファミリー」に組み込まれると考えるべきであろう。

すると「自然状態」は、多数の「ファミリリー」が並存するという形になる。<sup>(1)</sup>この時戦闘に勝利し続けながら、または子孫を増やすことで「ファミリリー」が拡大し自己を防衛するような安定した集団として確立されることで、「父系的王国」または「獲得による王政」が成立するのである。しかしもう一方で、「ファミリリー」としてある程度安定した集団を創った後で、人々は、そのような安定を保つ方法はないかと考える。そしてその安定を「意図」して、自らの「意志」で主権を設立し、その支配に服することを選択するのである。それが「設立によるコモンウェルス」である。それゆえ、このような推論からも、以前論じたように、コモンウェルスを「設立する」契約は個々人ではなく「ファミリリー」の「父」たちにより結ばれ、「コモンウェルスは父たちにより建てられる」と考えられる。<sup>(2)</sup>また、当時の政治論の前提からいっても、国家権力に関わる行為に与るのは、家族の父たちであるとするのが妥当な議論だろう。

このように考えると、ホッブズの議論は二段階論であると理解すべきだと思われる。まず彼は、「獲得によるコモンウェルス」としての「ファミリリー」の形成に関して論じた。その上で、国家の形成に関して、「ファミリリー」が持続的に拡大していく「父系的王国」と、父たちが合意するという手続きにより設立する「設立によるコモンウェルス」を論じたのである。<sup>(3)</sup>

ホッブズが国家の設立に関する契約は父たちにより行なわれるとすることで、フィルマーからの重大な批判をかわすことができる。フィルマーの議論は、聖書に基づくために議論としては単純なのだが、論敵に対する批判には鋭いものがある。契約論に対する彼の批判のうち最も重大なのは、「自然状態」において自由な個々人が契約を結ぶ点と、ふたつの問題が生じるというものだ。ひとつは、すべての人類が同時に集まり、契約を結ぶことなどできないという点。もうひとつは、もしそのような契約をしたとしても、契約の当事者が死んだ後から生まれた人を、その契約によりなせ縛ることができるのかという点である。後者についてフィルマーは、「もし両親の行為が子どもを縛ること

が許されるなら、人類の自然的自由という教義には、さようならだ<sup>(44)</sup>と述べる。しかしホッブズが「父」たちにより  
コモンウェルスが「設立された」と論じれば、「父」たちが契約のために集まるのは比較的容易であろう。そして、「父」  
たちの契約により設立された国家は子どもたちに引き継がれるのである。

(3) 出生・保存・そして継承

以上のようにフィルマーとホッブズの権力論をあわせて概観してみると、二人とも人間の生のプロセスである「出  
生 (generation)」、「生命の保持 (preservation)」そして「生の継承 (succession)」と、権力の問題を重ねて論じた  
ことがわかる。

フィルマーは、「創世記」によってアダムが神から支配権を授けられたあと、子どもを「産み出す」ことで、すべて  
の人間に対する支配権を獲得すると主張した。王の支配権の目的は、人々の生存を保持することにある<sup>(45)</sup>。そして王の  
権力は長子により継承される。それにより、国家の公共の福祉 (common weal) は確保されるのである。出発点は神  
による授権という言説によりながら、その後のプロセスにおいては、生物としての現実の人間の生の連続性が権力の  
継承を保障し、国家の安定性を守ると論じられているのである。

それに対しホッブズは、人間の生の現実から出発した。彼の論ずる原初的な権力は、女性が子どもを「産み出す」  
という現実の人間における事実から始まる。しかしその事実は、子どもに対する継続的な支配権力の根柢にはならな  
い。子どもに対する権力は、あくまでも「生命の保持」という観点から論じられる。その点において、戦争における  
勝利者が敗北した者の「生命の保持」のために持つ権力と共通する。その上でホッブズは、子どもや奴隷に対する「生  
命の保持」という人間の生における事実を、合意という手続きに転換することで権利という概念に転換した<sup>(46)</sup>。

ホップズは、こうして人間の生の現実から出発しながら、それを越えて人間の意志と言語による生の構築をめざした。それが「設立によるモンウェルス」の意味である。合意によりモンウェルスを設立することは、言葉による契約によって、事実としての人間の状態を克服することを目的としていた。すなわち、人間の最も優れた能力である言語により、野獣のような「自然の自由」の存在する「自然の状態」<sup>17</sup>を越えるということである。彼は、フィルマーのようなキリスト教の教説に基づく議論に対しては、人間の生の現実に基づく「父権的支配」の議論を対置し、そこから「専制的支配」を梃子として、人間が言語により権力を創設する「主権による支配」へとつなげたのである。すなわち、キリスト教イデオロギーを生々の現実によって無意味化し、新しい言説による秩序を創することをめざしたのであった。それは、人間が自分の「意志」により合意し、自分たちが服従する主権を創設することにより成立する秩序である。そのことにより、神が「自然的人格」を「産み出す」という教説に対し、人間が自分たちで「人工的人格」を「産み出し」、神による「永遠の生命」の代わりに「人工的な生命の永遠性」を獲得するのである。そのためにはモンウェルスの継続が重要となる。それに関してもホップズは、あくまでも人間の「意志」すなわち君主の「遺言」により後継が定められるべきだと論じたのであった。

このようにホップズのコモンウェルス論は、入れ子のような構造を持っている。それは人間の自然において出生した子に対する母の支配から始まったが、彼は、まずそれを同質的な支配である戦争の勝利によって成立する「専制的支配」へとつなげることで、「ファミリー」が成立するとした。そこから国家に関するひとつの可能性として、「父系的王国」を描くことができた。さらにホップズは、もうひとつの段階として、「ファミリー」を基礎として、人間の言語によるモンウェルスの出生の物語を論じたのである。このように彼の議論は、最終的に人間の意志による「人工的人格」の誕生と継続の物語となった。前述したように、一七世紀初期のイングランドにおいては社会や政府は人間

にとり自然なこと、政府が人工的に創られたものだということ、まったく論じられていなかったという<sup>(48)</sup>。その点に関して、人間の社会と政府の起源を根底から論じたホッブズの議論は、画期的なものだったのである。しかしその過程で、原初的権力だった「母権」は移譲され、父たちによるコモンウェルス設立が論じられたのであった。

注

- (1) J. P. Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640* (Longman, 1986) pp.13.
- (2) *Ibid.*, pp.14.
- (3) Philip C. Almond, *Adam and Eve in Seventeenth-Century Thought*, (Cambridge UP, 1999) Pp.102~109.
- (4) この前提はキリスト教およびヘリヌステアレスから来ている。Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.13~16参照。
- (5) この時代に至る思想的文脈については、Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought, Vol.2* (Cambridge UP, 1978) を詳しく。そのほかSommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context* (Macmillan, 1992), 224~27 *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700* (Cambridge UP, 1991) 所収の以下の論文を参照した。Robert M. Kingdon, 'Calvinism and resistance theory, 1550-1580', J. H. M. Salmon, 'Catholic resistance theory, Ultramontaniam, and the royalist response, 1580-1620', Howell A. Lloyd, 'Constitutionalism', J. P. Sommerville, 'Absolutism and royalism'.
- (6) Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.32.
- (7) *Ibid.*, pp.60.
- (8) Johann P. Sommerville, 'Introduction' in Filmer, *Patriarcha and Other Writings* (Cambridge University Press, 1991), pp.xv~xvi.
- (9) Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.10.
- (10) *Ibid.*, pp.12.

- (11) Sommerville, 'Introduction' in Filmer, *Patriarcha and Other Writings*, pp.xvii.
- (12) *Ibid.*, pp.xvi.
- (13) Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.35, 47, 69.
- (14) Sommerville, 'Absolutism and royalism', pp.352~353.
- (15) Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.238-44 David Wootton, *Divine right and Democracy*, (Penguin, 1986) pp.77.
- (16) 福田敏一『政治学序』三四七頁。
- (17) Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.27~29.
- (18) プレヴィットによれば、この扱った権と王権に関わる議論において論じられる主要な論点は、すでに現世と来世を統一的に考察する中世の神聖者であるマックス・スコートラス、ハルツァアのマルシリウス、ウイリアム・オッカムなどにまつて提出されていた。プレヴィットは、彼らが考察したのは単に教皇と皇帝や王の権力の問題ではなく、全体として「人間にとっての正しい統治」とは何かという問題だったと分析している。Brett, 'Political philosophy' in *The Cambridge History of Medieval Political Thought* (Cambridge University Press, 1988), この論文は、マックス・スコートラスの国家についての見解が中世を通じてどのように変化していったのかを、善や自然法という概念について、特にアキナスの見解を中心に分析しており、近代の自然法概念を理解するのに大変参考になる。また、自然法、自然権などの概念で中世思想とのつながりについての詳しい研究として、Richard Tuck, *Natural rights theories* (Cambridge University Press, 1979) や、一六世紀の思想潮流に関つては、Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought, Vol.2* を参照。
- (19) Robert Filmer, 'Observations concerning the original of government upon Mr Hobbs *Leviathan*, upon Mr Milton against *Submissus*, upon H. Grotius *De jure Belli*' in *Patriarcha and Other Writings*, pp.184.
- (20) *Ibid.*, pp.188.
- (21) キャロル・ベネトマン、「神は男性を助けるべき者を定めた」『思想』九一〇号(二〇〇〇年四月)九二頁。
- (22) Filmer, 'The Anarchy of a limited or mixed Monarchy' in *Patriarcha and Other Writings*, pp.138.
- (23) *Ibid.*, pp.144.
- (24) *Ibid.*, pp.145.

- (25) Filmer, 'Observations concerning the original of government upon Mr Hobs *Leviathan*, upon Mr Milton against *Salmasius*, upon H. Grotius *De jure Belli*', pp.192.
- (26) Filmer, 'Patriarcha' in *Patriarcha and Other Writings*, pp.10.
- (27) *Ibid.* pp.35~37.
- (28) *Ibid.* pp.24.
- (29) *Ibid.* pp.29~30, Hobbes, *On the Citizen*, pp.120.
- (30) Filmer, 'Patriarcha', pp.31~32, Hobbes, *On the Citizen*, pp.122.
- (31) Filmer, 'Observations concerning the original of government upon Mr Hobs *Leviathan*, upon Mr Milton against *Salmasius*, upon H. Grotius *De jure Belli*', pp.185.
- (32) *Ibid.*, pp.188.
- (33) *Ibid.*, pp.186.
- (34) Filmer, 'Patriarcha', pp.2.
- (35) Sir Robert Filmer, 'In Praise of the Vertuous Wife' in Margaret J. M. Ezell, *The Patriarch's Wife* (The University of North Carolina Press, 1987) pp.169~173.
- (36) エンペスロフマンの『社会性について』 Mark Goldie, 'The reception of Hobbes' in *The Cambridge History of Political Thought 1450-1700*, pp.603.
- (37) Hobbes, *Human Nature and De Corpore Politico*, Chap.23, pp.133. Hobbes, *On the Citizen*, Chap.9, pp.112.
- (38) Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context*, pp.72.
- (39) Hobbes, *Leviathan*, Chap.20, pp.138.
- (40) サマズールによれば、実はこの征服の議論は、権力が共同体から移譲されたという主張を否定する意味をもつという。権力の根拠が征服にあるなら、それが共同体から移譲されたという議論は成り立たないからである。Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.68. Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context*, pp.64参照。
- (41) 「自然状態」が基本的な「ソマズリー」の並存状態であるという主張は、シモン・ド・モンテーニュの『論について』 *Chateism and Political Thought* (Basil Blackwell, 1975) pp.239~240.

- (42) Hobbes, *On the Citizen*, Chap.9, pp.110. *Leviathan*, Chap.20, pp.138.
- (43) 女性の問題を政治思想のなかで位置付けるといふ仕事を一貫して続けてきたペイトマンは、ホッブズの議論を分析するなかで、彼の議論がこうした二段階論であることを論じ、国家の設立のための「社会契約」の前に、女性が男性の支配下に入るための契約が結ばれると論じた。これが「性契約 (The Sexual Contract)」の議論である。キャロル・ペイトマン「神は男性を助けるべき者を定めた」をCarole Pateman, *The Sexual Contract* (Stanford UP, 1988) 参照。
- (44) Filmer, 'The Anarchy of a limited or mixed Monarchy', pp.142.
- (45) Filmer, 'Patriarcha', pp.12.
- (46) 「設立によるコモンウェルス」が、人々の合意による権力の移譲によるならば、その前提として、人々の権力は事実上の権力ではなく、言説に基づく移譲可能なものに転換していなければならない。その点から考えても、「コモンウェルス」の設立は「ファミリー」の成立後となる。
- (47) Hobbes, *On the Citizen*, Chap.7, pp.101.
- (48) Sommerville, *Politics & Ideology in England 1603~1640*, pp.19.

## **The structure of Hobbes's argument on power**

Toshiko NAKAMURA

- 1, The power of Father and the power of King
  - (1) The context of the conflict about the origin of political power
  - (2) Filmer's 'Patriarcha'
- 2, The structure of Hobbes's argument on power
  - (1) Filmer's argument in 'Patriarcha' and Hobbes's 'Patrimonial kingdom'
  - (2) 'Despotic dominion' and 'The commonwealth by sovereign power'
  - (3) Generation, Preservation and Succession